

【立地適正化計画編】

第10章

届出制度



10-1 届出制度

(1) 届出制度の概要

- 居住誘導区域や都市機能誘導区域への適切な誘導と機能確保を図るため、都市再生特別措置法第88条第1項、第108条第1項及び第108条の2第1項では、届出制度が規定されています。
- この規定に基づき、立地適正化計画の各区域において、居住誘導区域外で一定規模以上の住宅の整備を行う場合や誘導施設の整備を行う場合、都市機能誘導区域内において誘導施設を休止し、または廃止しようとする場合には、美幌町への届出が必要となります。
- また、届出に対しては、開発規模の縮小や居住誘導区域または都市機能誘導区域への立地を促すなどの勧告を行うことが可能となるほか、届出を怠った場合や虚偽の届出を行った場合の罰則が設けられています。

(2) 居住誘導区域外における届出

- 居住誘導区域外において以下の建築等を行う場合には、その行為に着手する日の30日前までに町長への届出が義務付けられています。

■届出のイメージ

種 類	対象となる行為
建築等行為	●3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ●建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合
	届出必要  3戸以上の建築行為 届出不要  1戸の建築行為
開発行為	●3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ●1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの
	届出必要  3戸以上の開発行為  1,000㎡以上の開発行為 届出不要  800㎡の2戸の開発行為

(3) 都市機能誘導区域における届出

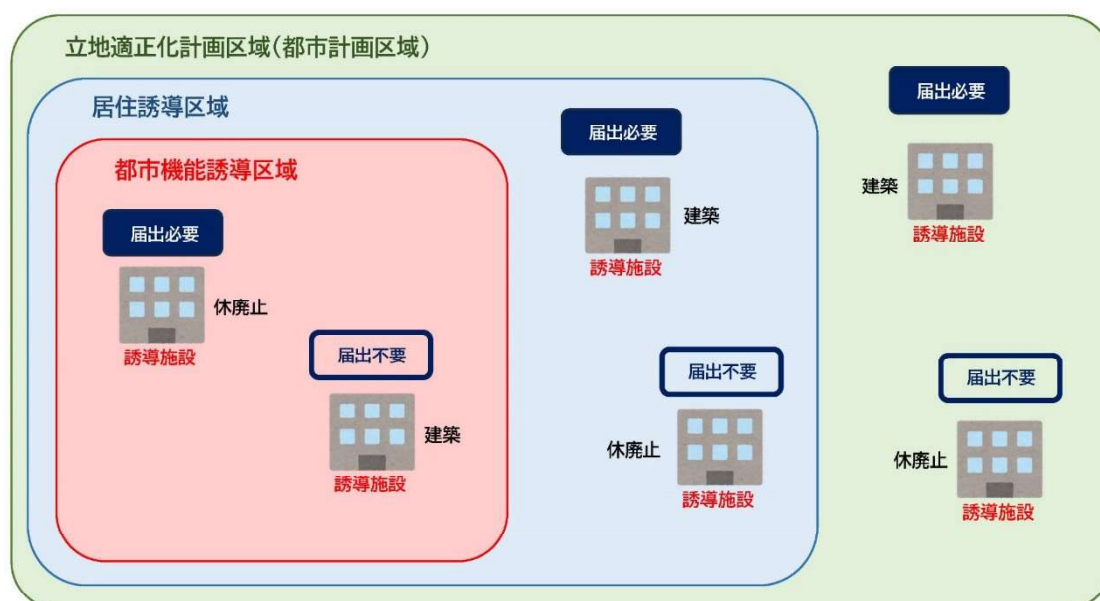
- 都市機能誘導区域外において、以下の建築等を行う場合にはその行為に着手する日の30日前までに町長への届出が義務付けられています。

種 類	対象となる行為
開発行為	① 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
建築等行為	① 誘導施設を有する建築物を建築しようとする場合 ② 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ③ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

- 都市機能誘導区域内において、誘導施設を休止または廃止しようとする場合には、休止または廃止しようとする日の30日前までに町長への届出が義務づけられています。

種 類	対象となる行為
休止または 廃止	① 都市機能誘導区域内で誘導施設を休止または廃止しようとする場合

■届出のイメージ



第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
第8章
第9章
第10章
第11章
第12章
資料編